

各種提出書類にかかる押印の省略について

この度厚生労働省より各種提出書類にかかる事業主等の押印を省略する旨の通知が発出されましたので、お知らせいたします。

つきましては、今後、当組合へご提出いただく書類についても下記のとおり押印は不要としますので、よろしく願いいたします。

記

■対象となる印

- ・事業主印
- ・被保険者の印
- ・社会保険労務士の印
- ・医師の印

■対象となる提出書類

- ・当組合へ提出するすべての書類

※ただし、口座振替申出書等、事業所の金融機関登録印が必要な書類及び個人情報等の開示請求に係る委任状については、引き続き押印が必要となります。

■経過措置

提出書類につきましては、順次改訂を行う予定ですが、従来の押印欄のある提出書類で提出される場合でも押印は必要ありません。

■その他

- ・事務処理にあたり当組合において確認が必要と判断した場合は、事業主や被保険者等への照会または関係書類を提出していただき、突合を行いません。